

入会及び退会の手続き並びに正会員名簿に関する規程

平成24年4月1日：施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人熊本県サッカー協会（以下「本法人」という。）の入会及び退会の手続き並びに正会員名簿に関する事項について定め、その手続きの適正化を図ることを目的とする。

第2章 入会・退会の手続

(入会申込書)

第2条 本法人の正会員となろうとする団体及び個人は、入会金を納入し、入会申込書を本法人に提出するものとする。但し、公益財団法人日本サッカー協会に登録した団体は、入会したものとみなす。

2 入会申込書には、署名捺印するものとし、団体の場合は代表者個人が、団体名及び代表者名を署名し、代表者個人の印鑑を押印するものとする。

(入会拒否)

第3条 本法人は、入会申込を審査し、理事会において入会承認決議が得られなかった者の入会を拒否又は保留する。

(拒否等の通知)

第4条 本法人が前条により入会申込を拒否又は保留したときは、遅滞なく入会申込者に適宜な方法で通知する。

(正会員名簿への登載)

第5条 本法人が入会申込を理事会において承認したときは、直ちに入会正会員を正会員名簿に登載する。

(再入会)

第6条 一旦退会した団体及び個人が再入会しようとするときは、第2条に規定する手続きをとる際、従前正会員であった際に滞納した金員を完納するものとする。

2 滞納した金員を完納しないときは、再入会を拒否することができる。

(退会届)

第7条 正会員が退会しようとするときは、退会届を本法人に提出するものとする。
2 退会しようとする正会員が個人の場合は、自署及び捺印をし、団体の場合は代表者個人が、団体名及び代表者名を署名し、代表者個人の印鑑を押印するものとする。

(資格喪失退会)

第8条 正会員が定款の規定により正会員の資格を喪失して退会したときは、退会届その他の手続きを要しないで資格を喪失した日をもって除籍する。

(除籍と通知)

第9条 正会員が退会したときは、正会員名簿に所要の記載をし、除籍後は、その正会員名簿用紙を退会正会員名簿に編綴するものとする。

第3章 正会員名簿

(正会員名簿)

第10条 本法人が備える正会員名簿は、入会申込書を編綴して調整するものとする。

(変更届)

第11条 正会員は、正会員名簿の記載事項に変更が生じたとき、その旨を直ちに本法人に届出なければならない。
2 前項によって変更届出があった事項は、正会員名簿の記載の変更を行う。

(退会正会員名簿)

第12条 本法人に退会正会員名簿を備え、退会した正会員があるときは、前章に規定する所要の手続きを経て、その正会員名簿の用紙を編綴するものとする。

第4章 補 則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項を準用する第121条第1項に定める一般社団法人の設立の日から施行する。